

利用例 このような方々にご利用いただいております。



【特記事項】

設備利用状況調査	貸与期間中、毎年度「貸与設備利用状況調査票」を送付しますので、必ずご記入のうえご提出ください。
決算報告書の提出	設備導入効果や経営状況を把握させていただくため、貸与期間中は毎期、決算報告書類(確定申告書類一式)をご提出ください。
定期訪問	貸与期間中、年一回以上、付加価値額向上等の取り組みを確認するため、定期的に訪問いたします。
虚偽の申込及び契約違反	虚偽の申込及び契約違反が判明した場合は、割賦もしくはリース契約の解除を行い、損害賠償を課すことがあります。

■お問い合わせ

 公益財団法人  
神奈川産業振興センター

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80  
神奈川中小企業センタービル5F  
<https://www.kipc.or.jp/>



経営支援部 設備支援課 TEL:045-633-5066 E-Mail: setsubi@kipc.or.jp

経営者の皆様へ  
**設備貸与制度のご案内**  
【割賦販売・リース】

割賦料率・固定  
**0.70%~**  
(割賦)

最大1億円まで  
**利用可能**

信用保証協会の  
**保証料不要**



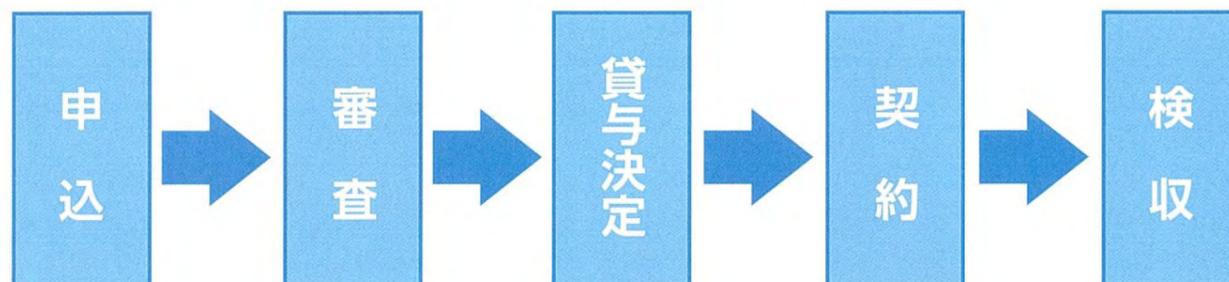
当制度は、小規模事業者・創業者もご利用可能です

## 制度の概要

設備貸与制度とは中小企業の方が必要とする設備を公益財団法人神奈川産業振興センターが、メーカー、商社から購入して割賦販売またはリースする制度です。

	割 賦 販 売	リ ー ス
貸与額	100万円～1億円(税込)	
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「経営の革新」または「創業」に必要な設備</li> <li>・事業継続(BCP)に必要な設備、ビジネスモデルの転換や在宅勤務に必要な設備</li> <li>・業務効率化、生産性向上に欠かせないDXに必要な設備、ソフトウェア</li> </ul>	
利率/月額リース料率	A 0.70% B 0.90% C 1.60% D 1.90% E 2.30% 創業1.90%	リース期間 3～10年 リース料率 0.941%～2.975%
返済期間/支払期間	設備の法定耐用年数以内(3年～10年) 次の事業者については10年以内において最大2年間の延長が可能です。 ・商工会議所/商工会を經由して申込した場合 ・企業経営の未病改善を図る小規模企業者等	
保証人	原則として代表者(「経営者保証ガイドライン」に則って判断します) ※連帯保証人要件 ①年齢が70歳以下(契約時) ②神奈川県内又は東京都在住者 ③年収500万円以上(個人事業者は年間所得350万円以上)	
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員数20名以下の製造業・建設業・運輸業等の会社・個人</li> <li>・従業員5名以下の小売業・卸売業・サービス業の会社・個人 (サービス業のうち、宿泊業等については20名以下の会社・個人)</li> <li>・特定の条件を満たす従業員数50名以下の会社・個人</li> </ul>	
貸与設備の所有権	割賦設備に係る支払い義務の全てが履行されると貸与企業に所有権が移転します。	リース設備の所有権は神奈川産業振興センターにあります。
損害保険の付保	割賦設備には、割賦期間中、貸与企業の負担により、損害保険(車両の場合は車両保険)を付保していただきます。	リース設備の損害保険は神奈川産業振興センターが付保します。(メンテナンス保険を要する場合は貸与企業の負担となります)

## お申し込みからの流れ



申し込みから決定まで最短で1か月程度になります

## 申込について

下記機関で随時受付しています。

- ・公益財団法人神奈川産業振興センター
- ・神奈川県内の商工会議所、商工会

## 申込に必要とする書類

- 1) 設備貸与申込書 (所定用紙)
- 2) 情報照会同意書 (所定用紙)
- 3) 商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書 …1通 ○個人の場合は住民票の写し…1通
- 4) 借受企業の印鑑証明書(法人・個人とも) …1通
- 5) 代表取締役(連帯保証人)の印鑑証明書 …1通
- 6) 最近3カ年分の決算報告書(確定申告書・内訳書含む)→申告書類一式
- 7) 当期の直近の残高試算表 …1通
- 8) 事業税(県税)の納税証明書 …1通 (未納がない旨の記載があるもの)
- 9) 連帯保証人の収入証明書  
(給与所得者は源泉徴収票、個人事業者は所得税の納税証明書のうち<その2所得金額用>)
- 10) 見積書(設備販売店発行のもの 消費税込みで千円単位としてください。)
- 11) 設備のカタログまたは図面
- 12) 許認可を必要とする事業者は、許認可証の写し等

### ● 事業開始後1年未満の創業者の方

- 13) 創業計画書 (所定用紙)

## 留意点について

割賦販売を利用される方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割賦料の全額を完済するまでは、センターに所有権を留保し完済後に譲渡する割賦販売です。</li> <li>・割賦設備は契約額を固定資産計上していただき、市区町村への固定資産税は貸与企業負担となります。</li> <li>・割賦設備に貸与企業負担により、損害保険を付保していただきます。なお、損害保険は原則として神奈川県火災共済協同組合に加入していただき、保険証書をセンターに質入れしていただきます。</li> </ul>
リースを利用する方	リース期間中設備を使用することができるファイナンスリースで、途中解約はできません。
対象となる設備	神奈川県内の工場や事業所に設置する新品の設備(金属工作機械、建設機械、建設関係車両、トラック、店舗設備、BCPに必要な設備等)。貸与決定前に独自に契約、設置した設備は対象になりません。 ※車両は割賦販売のみとなります。
現地調査	申込後に当センター職員による現地調査を行います。調査時に別途書類の提出をお願いすることがあります。
貸与の決定	審査委員会に諮りセンターから審査結果を連絡します。なお、お申込みを受理した場合でもご希望に添えない場合がありますのであらかじめご承知おきください。
契約の締結	設備販売会社に関する会社案内、登記簿謄本、経営実態のわかる書類(決算書等)を提出いただくことがあります。
設備の検収	契約後、指定された検収日に当センター職員及び貸与企業、設備販売会社の立会いのもと、設備の検収を行います。
返済・支払	割賦料・リース料は口座振替での支払いになります。※返済日は原則毎月17日です。
設備代金の支払	設備の検収において適正と認められた場合は、センターから1ヶ月以内に設備販売会社に対し、設備代金の支払を行います。